

大和市青少年センター条例 逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、青少年センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、大和市青少年センター条例を制定する趣旨を定めている。

【解説】

青少年センターの設置や管理等必要な事項を、大和市青少年センター条例によって定めることを示している。

(設置)

第2条 本市は、青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るため青少年センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市青少年センター
- (2) 位置 大和市深見西一丁目2番17号

【趣旨】

本条は、青少年センターの設置の目的・名称・位置について定めている。

【解説】

<第1項関係>

青少年センターの設置の目的は「青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るため」と定めている。青少年センターは青少年のための施設と位置づけられており、施設を利用する際に青少年の利用を優先する根拠としている。

<第2項関係>

名称を青少年センターとし、位置を深見西一丁目2番17号とすることを定めている。

(利用できる者)

第3条 センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に在住、在学又は在勤の青少年
- (2) 市内の青少年育成関係者
- (3) その他市長が認めた者

【趣旨】

本条は、青少年センターを利用できる者を定めている。

【解説】

青少年センターを利用できる者として以下の3項目を示している。各項目の詳細は大和市青少年センターの利用に関する事務取扱要領で規定している。

- (1)市内に在住、在学又は在勤の青少年
- (2)市内の青少年育成関係者

(3) その他市長が認めた者

【参考】 大和市青少年センターの利用に関する事務取扱要領

2 利用できる者

センターを利用できる者は条例第3条に定めるとおりとし、次による団体等をいうものとする。

- (1) 青少年とは、乳幼児から30歳までの者
- (2) 青少年団体とは、青少年を主体とした団体で、その構成員の過半数が青少年で占められている団体
- (3) 青少年育成関係者とは、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - ア 青少年指導員
 - イ 子ども会等青少年関係育成者
- (4) その他「市長が認めた者」とは、次に掲げるとおりとする。
 - ア 自治会等の活動で青少年育成に係る行事、事業を行う場合（法人等の団体が地域の青少年育成に関わる行事、事業等でその参加者を特定せず、かつ参加費を徴収しないで行なう場合も含む。ただし、自治会行事にあつては参加者を特定することができる）
 - イ 社会教育関係団体等のうち、青少年の健全育成に係る活動をする団体
 - ウ 国並びに地方公共団体等

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。この場合において、市長は、管理上必要な条件を付することができる。

2 市長は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの施設又は設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

【趣旨】

本条は、青少年センターの利用の承認について定めている。

【解説】

<第1項関係>

青少年センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなくてはならないことを定めている。その承認を受ける方法は、団体利用の場合は青少年センター利用申込書を提出することにより行うものとする。また、市長は利用の承認の際に、管理上必要な条件を付することができることを定めている。

<第2項関係>

市長は、青少年センターの利用承認を受けようとする者が以下の5項目のいずれかに該当するときは利用承認をしないことを定めている。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (3)センターの施設又は設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められるとき。
- (4)集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5)その他管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の利用の禁止等)

第 5 条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用承認を受けた目的以外のためにセンターを利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

【趣旨】

本条は、青少年センターの目的以外の利用の禁止等について定めている。

【解説】

青少年センターの利用承認を受けた者が、利用承認を受けた目的以外のために施設を利用したり、利用の権利を他人に譲渡や貸与してはならないことを定めている。

(利用承認の取消し等)

第 6 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又はその利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、市長は、これらの処分によって利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第 4 条第 1 項後段の規定による条件に違反したとき。
 - (2) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 前条の規定に違反したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。

【趣旨】

本条は、青少年センターの利用承認の取り消し等について定めている。

【解説】

<第 1 項関係>

市長が一旦利用の承認を行った者に対し、その承認を取り消したり、利用を中止または変更したりすることができる場合を以下の 4 項目示している。この場合、利用者に損害が生じても、その責任を市長は負わないことも定めている。

- (1)第 4 条第 1 項後段の規定による条件に違反したとき。
- (2)第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3)前条の規定に違反したとき。
- (4)前 3 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

<第 2 項関係>

災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合も、市長が一旦利用の承認を行った者に対し、その承認を取り消すことや、利用を中止又は変更させることができることを定めている。

(入館の制限等)

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

【趣旨】

本条は、特定の者に対して市長が入館を拒否、又は退館させることができることを定めている。

【解説】

市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対して、入館を拒否、又は退館させることができると定めている。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第6条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

【趣旨】

本条は、施設利用者の原状回復義務について定めている。

【解説】

施設利用者は、施設利用後又は利用の承認を取り消されたり、利用を中止させられたときには、施設の原状回復が必要であることを定めている。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、施設利用者の損害賠償等が必要な場合について定めている。

【解説】

本条は、利用者が施設に対して損害を与えた場合、市長の指示により原状に戻すかその損害を賠償しなければならないと定めたものである。ただし、市長がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、損害賠償等が必ずしも必要ではないことも定めている。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例施行についての必要事項について、別に定めることを表している。

【解説】

条例施行に関して必要な事項は、別に規則で定めることを示している。